

安佐医師会病院 院内感染対策指針

2023/4/1

第1 趣旨

この指針は安佐医師会病院における院内感染の予防・対策及び集団感染事例発生時における院内感染対策を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 院内感染対策に関する基本的な考え方

全ての患者に対して標準的に講じる疾患非特異的な感染対策（標準予防策：全ての患者の汗を除く血液、体液、排泄物、粘膜、損傷した皮膚、汚染物は感染の危険性があるものとする）及び感染経路別予防策を実践することにより、患者と医療従事者双方における院内感染の危険性を減少させる。

第3 組織

安佐医師会病院における院内感染発生時の迅速な対応及び院内感染の調整・対策・予防を図るため以下の組織を設置する。

1. 院内感染対策委員会

安佐医師会病院の院内における微生物の感染を積極的に防止し、衛生管理の万全を期するため、院内感染対策委員会を設置する。

・所掌事務等は別途設置要綱に定める。

2. 院内感染対策チーム

安佐医師会病院における院内感染の防止活動の適正かつ円滑な実施を図るため、安佐医師会病院院内感染対策チーム（以下 ICT）を設置する。

第4 感染防止予防対策のための教育・研修

患者及び医療従事者の感染リスクを最小限にするため、院内感染管理の基本的な考え方及び具体的方策について、職員に対して以下の通り教育・研修を行う。

- (1) 新規採用医療従事者（事務員を含む）の研修を行う。
- (2) 全職員を対象にした研修を年2回程度行う。
- (3) 要請時、及び必要と思われた部署への研修を行う。
- (4) 院内ラウンド等による個別研修も院内研修とする。

第5 感染症発生状況報告に関する事項

院内感染の定義

病院内に感染源があり、入院後48時間以上経過し、原疾患とは別に感染した感染症を指し、医療従事者が感染し発病した場合も院内感染とする。また、退院してから発症したものでも、病院内での微生物接種に起因する感染症であれば院内感染症である。

- (1) 耐性菌などの細菌検査報告書などは週1回、及び月1回、院内感染対策委員会・ICTのメンバ

ーに報告する。

- (2) 対象限定のサーベイランスを実施及び感染対策への活用とする。
- (3) 抗菌薬の使用状況を把握すると共に、適正使用のための指導を行う。

第6 院内感染集団発生時の対応

院内感染発生が疑われる場合には ICT が情報収集を行い、迅速に特定し対応する。必要に応じて臨時院内感染対策委員会を開催し、感染経路の遮断及び感染防止に努める。

第7 地域連携施設との連携に関する事項

地域施設と連携して、合同カンファレンスの参加、相談、情報交換などを行い、各施設相互の協力関係の形成を図る。

第8 患者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針はイントラネットを通じて全職員が閲覧できる。また、患者から閲覧の要請があった場合は遅滞なく応じる。

第9 その他院内感染防止対策推進のために必要な事項

- (1) 院内感染対策マニュアルを作成し、イントラネットで閲覧できる。
- (2) 最新のエビデンスに基づいたガイドラインを参考に安佐医師会病院に合わせ作成。また、院内感染の動向に着目し、マニュアルの改訂を行う。

附則

この指針は開院日に施行する。